

市議会レポート① 『子どもの未来応援条例』 継続審査に

12月3日 本会議で条例提案

これまで民主クラブで準備してきた『(仮)子どもの貧困対策推進条例』を市側と協議をすすめ修正し、名称を『子どもの未来応援条例』とあらため12月定例会の本会議初日に条例を提案した。提案者を代表して脇礼子議員が説明役を務めた。

そして12月10日に市議会『子ども文教常任委員会』で審査が行われたが、「市が実施した『生活実態調査』の集計結果を待ちたい」などとして、5人の委員が賛否の結論を保留。継続審査になり、改めて2月定例会で審査を行う事になった。



(12月3日、市議会本会議で提案説明をする協議員)

条例制定の背景

2014年に『子どもの貧困対策法』が制定され対策が進むことが期待された。だが同法では『行動計画』は市町村に策定義務はなく努力規定のみであり、藤沢市も行動計画を策定しておらず施策が体系化されていない。また、市内の小中学校で就学援助※率が高止まりしており、学校現場やNPO等の支援団体からも、子どもの貧困対策がもっと必要だ、という声を聞いた。

そこで民主クラブは、自治体条例を研究している弁護士チームの協力を得て『(仮)藤沢市子どもの貧困対策推進条例』を作成し、条例により行動計画策定を市に義務付けるという提案をした。その後1年あまり議論を重ね、市民への報告と広聴をかねたシンポジウムを開催することとした。日時は10月20日午後2時、会場は新庁舎の市民利用会議室を用いた。

※就学援助:経済的な事情から公立小中学校の就学が困難な家庭に対し、学用品や給食費など費用の一部を法に基づき市が援助する制度。対象は生活保護世帯および低所得世帯となっている。

シンポジウムで意見を聴取

当日は市民等54名、講師3名と民主クラブの9名が参加した。まず竹村議員が、藤沢市における児童生徒の就学援助の受給状況など学校の現状を説明した。中学校では5.5人に1人が受給しており、全校生徒の30%が就学援助を受けている中学校もあるなど、我々が思う以上に困窮世帯が広がっていることが明らかにされた。

続いて、不登校・引きこもりなどの困難を抱える子どもの個別指導塾『キズキ共育塾』主宰の安田祐輔氏の講演、市内で学習支援や「子ども食堂」を運営するNPO『きずなレッジ』と児童養護施設『聖園子供の家』から事例報告があり、最後に柳田が条例案の説明をおこなった。条例の骨子は

- ① Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)
Action(改善)=PDCAサイクルの実現
- ② 『子どもの貧困対策センター』
を設け支援窓口を一元化すること

の2点である。

その後、市側との協議の結果、①計画策定に議会の承認を要することと、②新たな審議会と『子どもの貧困対策センター』の設置条項は断念し、果たすべき機能のみ記載することになった。また、「貧困対策推進」という条例の名称は変更した方がよい、という参加者アンケートの意見が多く、前述のとおり条例名を変更した。限られた時間ではあったが、参加者からは有意義な催しだったという評価とともにアンケートには19件の貴重な意見を記入していただき、条例案の修正の参考にすることができた。(柳田秀憲)

藤沢市の就学援助認定者数について

小学校			
年度	認定者	認定率	児童数全体
2000	1,773人	8.8%	20,198人
2017	3,204人	13.9%	23,083人
中学校			
年度	認定者	認定率	生徒数全体
2000	801人	8.2%	9,781人
2017	1,921人	17.9%	10,722人

建て替えのメリットとデメリット

11月19日、市議会『藤沢都心部再生・公共施設再整備特別委員会』が開催され、市民会館についての報告があった。市民会館は開館50年、老朽化が顕著になり、バリアフリーにも対応しきれていない。市は「建て替え」か「大規模改修」か、いずれかの手法で機能更新するかを検討していたが、最終的に建て替えを決断した。検討結果の概要は以下の通りである。

	メリット	デメリット
大規模改修	<ul style="list-style-type: none"> ◎休館期間は1年半～2年 ◎事業費は50億円程度と、比較的低予算で可能 	<ul style="list-style-type: none"> ●20年後に建て替えになり、追加投資が必要 ●躯体構造に起因する課題に対処しきれない ●複合化、新たな機能追加は不可 ●工事途中に思わぬ劣化が発見され、想定以上の工事になる可能性もある
建て替え	<ul style="list-style-type: none"> ◎長期にわたり使用できる ◎多くの市民意見を反映できる ◎民活などの手法が検討できる ◎ギャラリーや図書館と併設するなど施設の複合化可能 	<ul style="list-style-type: none"> ●3年程度の休館期間が必要になる ●事業費が(現時点で)120億円 ●多くの市民要望に応えると、事業費が増加する可能性がある など

(市提出の特別委員会資料を元に筆者作成)

確固たる理念と運営方針が必須

私は新ホール建設に賛成だ。文化芸術振興は拠点施設がないと始まらない。ただし、その施設に「魂」が入っていないければただのハコになる。この種のホールは、その集客力から経済効果も期待されるところだが、どのような考え方にに基づき設置され、どのような使い方をするのか、確固たる理念とそれにもとづく運営方針が定められていることが何よりも重要だ。

日本の公共ホールは「貸し館」業務が中心で、専属の楽団や劇団を擁しているところは稀であり、「医者のない病院」と揶揄されてきた。そこで、2012年に『劇場、音楽堂等の活性化に関する法律』が制定された。この法により、従来の公共ホールに欠けていた「理念と運営方針」が求められるようになった。もっとも、水戸芸術館、福島県いわき市の『いわき文化芸術交流館・アリオス』や、岐阜県可児市の『文化創造センターALA(ア-ラ)』のような特色あるホールは法施行以前からあった。これらホールと同様に、新たな市民会館も市民参加のもとで理念ある運営をめざしたい。今後、具体的な政策提言をしていく。(柳田秀憲)

Column



(10/30、代表質問する吉川議員)

臨時国会(12/10閉会)では政府与党の議会軽視が改めて浮き彫りになった。通称『改正入管法』は事実上の移民政策で国家方針の転換だ。それに関わらず、政府与党は外国人実習生の実態把握も十分せず、情報を隠し、法改正が必要な根拠をきちんと示さないまま審議を打ち切った。

外国人材の受け入れについては、吉川さおり参院議員が代表質問の際に「人手不足解消のために外国人材を受け入れるのであれば、非正規が多い30～40代前半の正社員化・雇用確保に正面から取り組むべきだ」と主張。人手不足という労働条件が悪いと人が集まらないのは当然だし、低賃金で働く外国人がいる以上は全体の賃金も下がるのではないか。労働者にツケを回して事業の存続を図るための法改正と言わざるを得ない。

また、阿部知子衆院議員は「外国人労働者を『特定技能1・2号』と分け、家族帯同を認めるか否かを差別している」と批判している。さらに外国人技能実習生の悲惨な実態が明らかになった。低賃金、長時間労働、パワハラ・暴力等、立場が弱い外国人につけこむ悪質な業者が野放しになっている。

先日某国の領事館関係者の話を聞く機会があった。「貧しい人たちに、日本で働き豊かになってもらいたい」と仰っていた。ニーズは双方にある。私は外国人の受け入れには反対ではない。この国で共に生き同じ働く仲間として迎えたい。だが今のままでは「日本に来ないほうが幸せなのではないか」と思ってしまう。

この他、水道事業の民営化推進や漁業に企業が参入できるよう法改正がおこなわれた。我々の生活に直結し、資源の保全という点においても大きな問題をはらんでいる。規制緩和をすすめる経済を活性化させるというのが安倍内閣の手法だが、一体誰が望んでいるのだろうか。国民生活を顧みていると思えない。

国会では、野党の結束により憲法審査会の首相ペースの運営が修正されるといった成果もあるが、少数野党で悪法を止めることはできない。何としても世論の後押しが必要だ。今のやり方はおかしい、と考える方は是非とも私たちとともに声を上げて欲しい。

柳田 秀憲 やなぎだ ひでのり

藤沢市議会議員(現職4期)
片瀬山在住
市議会『民主クラブ』代表
・市議会改革検討会座長
・湘南日本中国友好協会会長
・市ラグビーフットボール協会顧問



母、妻、娘の4人家族
趣味は読書、映画・歌劇鑑賞、ウクレレ、バスケットボール